

# 鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正の概要

## 1 改正の内容及び理由

### (1) 定義

《第4条第1号関係》

青少年 6歳から18歳に達するまでの者をいう。

→ 青少年 18歳未満の者をいう。

6歳未満の者については、昭和36年の条例制定当時、社会的影響を受ける可能性は少ないこと、地域社会において保護の必要性を認めて周囲がよく面倒を見ている状況にあることを考慮し、本条例による保護の対象から除外していたが、制定から60年以上が経過した現代社会においては、6歳未満の者であっても犯罪被害に遭うおそれがあることや、青少年を取り巻く環境の変化により健全な育成を阻害する行為による影響が少なくない状況になっていること、また、全国的にも「青少年」の定義を「18歳未満の者」としているのは、令和6年7月現在で40都道府県にのぼることなどから、「青少年」の定義の改正を行うもの。

### (2) 有害がん具刃物等の制限等

《第12条～第15条、第26条の3第1項第4号、第28条第4項第4号関係》

がん具 → 玩具

制定当時に平仮名表記のもので、現在は常用漢字になっているものについて改正を行うもの。

### (3) いん行等の禁止

《第22条第1項関係》

いん行 → 淫行

制定当時に平仮名表記のもので、現在は常用漢字になっているものについて改正を行うもの。

### (4) 青少年のインターネット利用環境の整備

《第26条第4項関係》

特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）

→ 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律が令和6年5月17日に公布され、題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める等の改正が行われたことに伴い、関係規定の整理を行うもの。

(5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等  
《第 26 条の 2 関係》

インターネット上でのオンラインによる電子契約を利用する者の増加に対応するため、紙媒体のみとしていた書面交付義務を電磁的記録を含む書面交付義務に改正を行うもの。また、これに伴い電磁的記録の規定を見直すもの。

2 施行日

令和 8 年 7 月 1 日から施行する。（周知期間）

ただし、(1)以外の改正規定は、公布の日（令和 8 年 3 月 27 日）から施行する。

3 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。